

事例番号:290059

原因分析報告書要約版

産科医療補償制度
原因分析委員会第一部会

1. 事例の概要

1) 妊産婦等に関する情報

2 回経産婦

2) 今回の妊娠経過

一絨毛膜二羊膜双胎の第 2 子(妊娠中のⅡ児)

妊娠 35 週 2 日 一絨毛膜二羊膜双胎、切迫早産のため当該分娩機関に管理
入院

3) 分娩のための入院時の状況

管理入院中

4) 分娩経過

妊娠 36 週 2 日

14:22 帝王切開にて第 1 子娩出

14:23 帝王切開にて第 2 子娩出

5) 新生児期の経過

(1) 在胎週数:36 週 2 日

(2) 出生時体重:2680g

(3) 臍帯動脈血ガス分析:pH 7.251、PCO₂ 48.8mmHg、PO₂ 18mmHg、
HCO₃⁻ 21.4mmol/L、BE -6mmol/L

(4) Apgar スコア:生後 1 分 10 点、生後 5 分 10 点

(5) 新生児蘇生:実施せず

(6) 診断等:

生後 2 日 活気低下、痛み刺激にもあまり反応せず、脱水、低血糖の診断で
高次医療機関 NICU に搬送

生後 3 日 脱水症、痙攣、低血糖、血液凝固障害の診断

(7) 頭部画像所見:

生後 3 日 頭部 CT で大脳半球の広範な低吸収を認める

生後 6 日 頭部超音波断層法で脳実質がびまん性、サック状に高エコーの状態を認める

生後 46 日 頭部 MRI で多嚢胞性脳軟化症および大脳基底核・視床に軽度の信号異常を認め、低酸素・虚血を呈した所見に矛盾しない

6) 診療体制等に関する情報

(1) 施設区分:診療所

(2) 関わった医療スタッフの数

医師:産科医 2 名

看護スタッフ:看護師 3 名、准看護師 5 名

2. 脳性麻痺発症の原因

(1) 脳性麻痺発症の原因は、多嚢胞性脳軟化症であると考ええる。

(2) 多嚢胞性脳軟化症の原因は、一絨毛膜二羊膜双胎の胎盤内血管吻合を介した血流不均衡に起因したⅡ児の脳虚血(血流量の減少)の可能性が高いと考ええる。

(3) Ⅱ児の脳虚血の発症時期は妊娠中であるが、具体的な時期を解明することは困難である。

3. 臨床経過に関する医学的評価

1) 妊娠経過

妊娠中の管理は概ね一般的であるが、一絨毛膜双胎の管理を診療所単独で行ったことは選択されることは少ない。

2) 分娩経過

(1) 妊娠 36 週 2 日に帝王切開を行ったことは、一絨毛膜二羊膜双胎、切迫早産のため管理入院中であることを考慮すると選択肢のひとつである。

(2) 帝王切開について説明を行い、文書による同意を得たことは一般的である。

(3) 胎盤病理組織学検査を実施したことは適確である。

(4) 臍帯動脈血ガス分析を行ったことは一般的である。

3) 新生児経過

(1) 新生児搬送までの新生児の管理(バイタルサイン確認、血糖値の測定、保温等)は一般的である。

(2) 活気低下、哺乳不良のため高次医療機関 NICU に搬送したのが生後 2 日であったことについては賛否両論がある。

4. 今後の産科医療向上のために検討すべき事項

1) 当該分娩機関における診療行為について検討すべき事項

(1) 一絨毛膜二羊膜双胎の管理は高次医療機関に紹介するか、連携しながら行うことが望まれる。

(2) 観察した事項は診療録に正確に記載することが望まれる。

【解説】本事例は、妊婦健診における羊水量についての記載がなく、「原因分析に係る質問事項および回答書」によると、確認したが異常がある場合のみ所見を記載することとしているとされているが、「産婦人科診療ガイドライン-産科編 2014」では、一絨毛膜二羊膜双胎では、羊水不均衡と胎児発育に注意して、少なくとも 2 週間ごとの超音波断層法検査を行うことが推奨されており、異常がない場合であっても、観察した事項は診療録に正確に記載することが必要である。

(3) 双胎の胎児心拍数陣痛図では、胎児毎に一貫した記録が望まれる。

【解説】本事例は、帝王切開当日のⅡ児の胎児心拍数陣痛図がなく、「事例の概要についての確認書」においても、切迫早産で入院していたため、腹部緊満の状態が把握できたため、記録としてはⅠ児のものしかないとされているが、それぞれの胎児の状態を把握するため、双胎の胎児心拍数陣痛図は、それぞれの胎児の記録を残すことが必要である。

(4) 新生児の搬送の基準に関する指針を院内で再検討することが望まれる。

2) 当該分娩機関における設備や診療体制について検討すべき事項

なし。

3) わが国における産科医療について検討すべき事項

(1) 学会・職能団体に対して

本事例のような TTTS の診断基準を満たさない症例を含めた一絨毛膜二羊膜双胎における脳性麻痺発症の原因究明と予防に対する更なる研究を推進することが望まれる。

(2) 国・地方自治体に対して

胎児期の脳性麻痺発症機序解明に関する研究の推進および研究体制の確立に向けて、学会・職能団体への支援が望まれる。